

佐賀県規則第39号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和55年佐賀県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(権限の委任)</p> <p>第1条の2 法第56条第2項の規定による知事の権限で、法第50条第6号の2に規定する費用に係るものは佐賀県保健福祉事務所設置条例（平成17年佐賀県条例第77号）第1条に規定する保健福祉事務所の長（以下「保健福祉事務所長」という。）に、法第50条第7号から第7号の3までに規定する費用に係るものは佐賀県総合福祉センター設置条例（昭和57年佐賀県条例第25号）第1条に規定する佐賀県総合福祉センターの長（以下「センター長」という。）に委任する。</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第1条の2 法第56条第2項及び第3項の規定による知事の権限で、法第50条第6号の2に規定する費用に係るものは佐賀県保健福祉事務所設置条例（平成17年佐賀県条例第77号）第1条に規定する保健福祉事務所の長（以下「保健福祉事務所長」という。）に、法第50条第7号から第7号の3までに規定する費用に係るものは佐賀県総合福祉センター設置条例（昭和57年佐賀県条例第25号）第1条に規定する佐賀県総合福祉センターの長（以下「センター長」という。）に委任する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。